



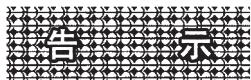
長野県報

4月3日(金)
平成27年
(2015年)
号外

目 次

告 示

長野県議会議員一般選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）…………… 1



選挙管理委員会

選告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による平成27年4月12日執行の長野県議会議員一般選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりです。

平成27年4月3日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

選挙区	支出金額の制限額
長野市選挙区	6,487,100 円
松本市選挙区	6,587,100 円
上田市小県郡選挙区	6,767,000 円
岡谷市諏訪郡下諏訪町選挙区	6,375,000 円
飯田市選挙区	6,216,100 円
諏訪市選挙区	7,293,600 円
須坂市上高井郡選挙区	6,284,700 円
小諸市選挙区	6,821,400 円
伊那市選挙区	6,213,200 円
駒ヶ根市選挙区	6,122,900 円
中野市下高井郡選挙区	6,220,600 円
大町市選挙区	5,906,600 円
飯山市下水内郡選挙区	5,617,100 円
茅野市諏訪郡富士見町及び同郡原村選挙区	6,557,100 円
塩尻市選挙区	6,157,200 円
佐久市北佐久郡選挙区	6,299,000 円
千曲市埴科郡選挙区	6,531,900 円
東御市選挙区	5,962,800 円
安曇野市選挙区	7,216,600 円
南佐久郡選挙区	5,694,500 円
上伊那郡選挙区	6,710,800 円
下伊那郡選挙区	6,019,500 円
木曽郡選挙区	5,978,200 円
東筑摩郡選挙区	5,509,300 円
北安曇郡選挙区	6,126,200 円
上水内郡選挙区	5,584,000 円